

○草津市物品関係指名等停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、物品の買入れ契約等に係る業者の指名停止等の措置の適正かつ統一的な処理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 草津市物品の買入れ等に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成9年草津市告示第185号。)第5条に規定する有資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 物品の買入れ契約等 物品の買入れもしくは売払いもしくは物品の製造もしくは修繕の請負もしくは物品の賃借または役務の提供に関する契約(建設工事または庁舎維持管理に係るものを除く。)をいう。
- (3) 契約担当者 市長またはその委任を受けて契約を締結する者をいう。

(指名停止)

第3条 契約担当者は、業者が次条に規定する指名停止の事由に該当するに至ったと認めるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は前項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、物品の買入れ契約等に係る指名の停止(以下「指名停止」という。)をすることが相当と認めるときは、指名停止の決定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の決定を行う上で必要があると認めるときは、あらかじめ指名停止をしようとする業者または関係者から事情を聴くことができる。
- 4 市長は、第2項の決定を行ったときは、別記様式第1号により当該業者に通知しなければならない。
- 5 契約担当者は、第2項の決定がなされたときは、別記様式第2号により各所属長に通知しなければならない。

(指名停止事由および期間)

第4条 指名停止の事由および停止期間は、別表第1のとおりとする。

2 前条第2項の決定を行う場合において、当該業者が第8条に規定する指名留保の措置を受けているときは、第1項の規定にかかわらず、当該業者に係る停止期間は、当該指名を留保した期間に相当する期間を超えない範囲内の期間を減ずることができる。

(指名停止事由の競合等)

第5条 指名停止の事由が2以上ある場合の指名停止期間は、当該事由に係るそれぞれの停止期間のうち、最も長いものをもって当該業者に係る停止期間とする。

2 指名停止を受けている業者（以下「停止業者」という。）が異なる原因により更に指名停止の事由に該当することとなったときは、重ねて指名停止をすることができる。

(停止期間の始期)

第6条 指名停止期間の始期は、第3条第2項の決定があった日からとする。

(停止の解除等)

第7条 市長は、停止業者に情状酌量すべき顕著な事由があると認めたときは、指名停止期間を短縮し、または指名停止を解除することができる。

2 市長は、前項の措置をしたときは、別記様式第3号により当該業者に通知しなければならない。

3 契約担当者は、第1項の措置がなされたときは、別記様式第4号により各所属長に通知しなければならない。

(指名留保)

第8条 契約担当者は、業者が別表第2に掲げる指名留保の事由に該当するに至ったと認めたときは、別記様式第5号により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、物品買入契約等に係る指名の留保（以下「指名留保」という。）をすることが相当と認めるときは、指名留保の決定を行うものとする。

3 契約担当者は、第2項の決定がなされたときは、別記様式第6号により各所属長に通知しなければならない。

(指名留保の解除)

第9条 市長は、前条第2項の決定を行った業者に係る指名留保の事由がなくなったと認めたときは、速やかに当該指名留保を解除するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の解除がなされたときは、別記様式第6号により各所属長に通知しなければならない。

(指名停止業者の取扱い)

第10条 停止業者および指名留保の決定を受けている業者（以下「停止業者等」という。）については、物品の買入れ契約等に係る指名業者とし、または随意契約の相手方としてはならない。

- 2 既に指名業者として決定した業者または随意契約の相手方として見積り依頼をした業者が当該指名に係る入札の執行日または当該見積り徴取期限までの間に停止業者等となったときは、直ちに当該指名または見積り依頼を取り消さなければならない。
- 3 落札した業者が契約締結の前日までに停止業者等となったときは、当該業者と協議して契約締結の可否を決定するものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

指名停止事由および停止期間

停止事由	停止期間
1 市の行う指名競争入札または随意契約（以下「入札等」という。）に関し、不誠実または不正な行為をしたとき。	
（1）入札等で落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。	10日～2月
（2）入札等の公正な執行を妨げまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るため連合したとき。	10日～8月
（3）落札者が契約を締結することを妨げたとき。	10日～8月
（4）契約者が契約を履行することを妨げたとき。	10日～8月
（5）正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。	10日～8月
2 市の発注する物品の買入等に関し、履行の遅滞または物品の不良もしくは職務執行妨害があったとき。	
（1）正当な理由がなく契約の履行を相当期間遅滞したとき。	10日～2月
（2）契約の履行にあたり、故意または重大な過失により、製品を粗雑にしたりは物件の品質もしくは数量に関し、仕様を誤ったとき。	10日～8月
（3）物品の買入等の監督または検査の実施にあたり、市の職員の職務の執行を妨げたとき。	10日～8月
3 業者の選定または契約の締結もしくは履行に関し、刑事事件の当事者となり司法機関に逮捕または送検されたとき。	
（1）市が発注する物品の買入等に係る場合	1月～24月
（2）市以外の公共団体、および公共的団体の機関が発注する物品の買入れ等に係る場合	1月～12月
4 有資格業者等が暴力団関係者等であったり、暴力団関係者等と密接な関係を有すると認められるとき	
（1）有資格業者、有資格業者の役員または有資格業者の経営に事実上参可している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団または指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	12月
（2）業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために、有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6月
（3）いかなる名義をもってするかを問わず、有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたとき。	6月
（4）有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	3月
（5）有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者等から強迫を受けている場合を除く。	2月
5 1～4の事由のほか、触法行為その他の反社会的な行為があると認められたこと、その他これに類する事由により指名することが適正でないと認められたとき。	1月～24月

別表第2（第8条関係）

指 名 留 保 事 由

- 1 経営不振に陥ったとき。
- 2 業者の選定または契約の締結もしくは履行に関し、刑事事件に発展する可能性がある
と認めたととき。
- 3 その他停止事由に該当する疑いがあると認めたととき。

番 号

年 月 日

様

草津市長

指名の停止について（通知）

草津市物品関係指名等停止基準に基づき、下記のとおり市が発注する物品の買入れ、売
払いおよび修繕の請負もしくは物品の賃借または役務の提供に関する契約（建設工事また
は庁舎維持管理に係るものを除く。）に係る指名を停止することとしたので通知します。

なお、今後はこのようなことのないよう十分御留意願います。

記

1 停止事由

2 停止期間 年 月 日 から

年 月 日 まで 月 日間

様式第2号（第3条関係）

番 号
年 月 日

各 所 属 長 様

契約検査課長

指名等の停止について（通知）

草津市物品関係指名等停止基準に基づき、下記のとおり市が発注する物品の買入れ、売
払いおよび修繕の請負もしくは物品の賃借または役務の提供に関する契約（建設工事また
は庁舎維持管理に係るものを除く。）に係る指名を停止することとしたので通知します。

つきましては、各所属において物品に係る取引をされる場合は御留意願います。

記

1 停止業者

2 停止期間 年 月 日 から

年 月 日 まで 月 日間

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

草津市長

指名停止の解除・期間短縮について（通知）

年 月 日付け草契発第 号で通知した指名の停止については、下記により解除・期間を短縮したので通知します。

記

1 解除・短縮事由

2 解除・短縮による変更後の停止期間

年 月 日 から

年 月 日 まで 月 日間

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

各 所 属 長 様

契約検査課長

指名停止の解除・期間短縮について（通知）

年 月 日付け草契発第 号で通知した次の者に対する指名の停止については、下記により解除・期間を短縮しましたので通知します。

記

1 解除・短縮事由

2 解除・短縮による変更後の停止期間

年 月 日 から

年 月 日 まで 月 日間

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

各 所 属 長 様

契約検査課長

指名の保留について（通知）

草津市物品関係指名等停止基準に基づき、下記のとおり市が発注する物品の買入れ、売
払いおよび修繕の請負もしくは物品の賃借または役務の提供に関する契約（建設工事また
は庁舎維持管理に係るものを除く。）に係る指名を保留することとしたので通知します。

つきましては、各所属において物品に係る取引をされる場合は留意願います。

記

保留業者

様式第6号（第9条関係）

番 号
年 月 日

各 所 属 長 様

契約検査課長

指名保留の解除について（通知）

年 月 日付け草契発第 号で通知した次の者に対する市発注物品の
買入れ等に係る指名の保留は、 年 月 日付けをもって解除したので通知し
ます。

記

保留解除業者